質　疑　回　答　書　（　そ　の　４　）

令和８年(2026年)11月9日

入札参加者　様

（工事番号）令和８年度 第２号
（工事名称）滋賀県防災行政無線更新工事

滋賀県知事公室防災危機管理局
管理係
TEL 077-528-3436
FAX 077-528-6037

先日質疑いただきました事項について下記のとおり回答します。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
１０２	特記仕様書 １ページ １．１目的	「災害非常時等に重要なものであることからシステム更新中にも運用を継続できるように考慮すること。」等の内容より、本工事期間中に災害他による障害が発生しても既設の防災行政無線設備含め即復旧できる体制を備えて工事遂行することが必要という認識で宜しいでしょか。	ご指摘のとおりです。
１０３	特記仕様書 １ページ １．１目的	契約後に示す施工計画書、及び各作業計画書等に対し既設設備へ障害等が発生した場合においても即復旧できる体制、手順等を示すことが必要という認識で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
１０４	特記仕様書 11ページ 2.2 IP伝送システム 2.2.2 機能 (8)移行計画	「本事業は県民の生命と財産を守る重要なシステムの更新整備事業」の通りであり本項記載の移行作業、及び特記仕様書第４章、第５章を遵守のうえ対応することが必須であり、受託者の都合・解釈等により計画、手順等を逸脱することは許容されないという認識で宜しいでしょうか。	事前に施工計画、機器承諾図を提出いただき、監督職員の許可が必要なため、ご認識の通りです。
１０５	特記仕様書 11ページ 2.2 IP伝送システム 2.2.2 機能 (8)移行計画 ①②	「既設ネットワーク機器の改修」については移行計画の効率化、運用停止時間の削減、及び品質担保の観点より既設業者への支援依頼が必須ということで宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
１０６	特記仕様書 14ページ 2.3 一斉指令システム 2.3.2 機能 (1)コ.	本機能は県庁職員様の運用負荷を軽減すると共に、2.2.2(8)に示されます通り「移行期間中においても各市町、防災関係機関への通信断を最小限に抑え、公平に緊急情報を伝達させるため」に必須の機能であり、受託者の創造・判断等により機能の見直し、分断削除等は許容されないということで宜しいでしょうか。	情報伝達に遅延が起きないことが重要なのでご認識の通りです。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
１０７	特記仕様書 26ページ 3.1 衛星通信設備 3.1.1 2.4mφアンテナ装置 (1)概要	アンテナ新規導入とする場合においても特記仕様書第４章、及び第５章を遵守のうえ対応することが必要であり、受託者の都合等により回線停止期間の長期化、設置設計・工法の簡略化、及び既設設備・部材等の一部残置等についても許容されないということで宜しいでしょうか。	アンテナ新設に当たっては、回線停止期間が発生しないよう、施工手順及び工程を十分に検討し、必要な措置を講じること。また、設置に係る設計及び施工方法については、特記仕様書第４章及び第５章を遵守し、必要な性能及び安全性を確保した適切な設計・施工を行い、既設アンテナの撤去後は、部材等が屋上面から突出しないよう切断・処理したうえで、撤去跡からの漏水等が生じないよう、屋上防水を適切に施工することとします。
１０８	特記仕様書 26ページ 3.1 衛星通信設備 3.1.1 2.4mφアンテナ装置 (1)概要	県庁局新旧アンテナの併設など、庁舎屋上への設備追加となる際は改めて建物耐震強度の確認及び補強設計が必須であり、これらを踏まえて令和9年度末までに衛星第三世代化の開局させることが必要という認識で宜しいでしょうか。	その認識でよろしいです。
１０９	特記仕様書 58ページ 3.3 一斉指令設備 3.3.1 統合サーバ（正･副）(1)概要	「既設統合サーバおよび既設一斉指令制御装置と連携して、既設受令局に対して一斉指令を行う」について、現地作業・運用停止期間の短縮化、及び品質担保のため、特記仕様書4.9オ記載の通り、出荷検査にて問題ないことを報告のうえ現地搬入することが必要という認識で宜しいでしょうか。	その認識でよろしいです。
１１０	特記仕様書 93ページ 3.5.8 本庁構内交換設備改修 (1)	「本庁構内交換機は別事業にて更新整備とするが、接続に際しての仕様整合、試験調整等は本事業にて予定すること」とございますが、仕様整合の結果、本庁交換機側にて仕様見直し／改修等が必要となった際の費用も本事業にて見込むことで宜しいでしょうか。	その認識でよろしいです。
１１１	特記仕様書 144ページ 第5章 移行計画	本移行計画内容は滋賀県様の他、県内各市町様同意の計画内容であり、受託者の都合・解釈等により移行計画、手順等を見直すことは許容されないという認識で宜しいでしょうか。	事前に施工計画、機器承諾図を提出いただき、監督職員の許可が必要なため、ご認識の通りです。